

様式第3号(第5条、第17条関係)

補助金等交付申請額算

補助金の対象外となる項目がある場合は、その額を引いた額を記載

| 区 分 | 補助事業等に要する経費 | | | 補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入 | 差引所要額(A-B) | 補助対象経費の額 | 基準により算出した額 | 補助基本額 | 補助率 | 補助金等交付申請額(F×G) | 備 考 |
|-----|-------------|-----|--------------|-----------------------|--------------|--------------|------------|--------------|-----|--------------------|-----|
| | 単 価 | 数 量 | 金 額 | | | | | | | | |
| | | | A | B | C | | E | F | G | H | |
| 工事費 | 円 | | 円 804,000 | 円 0 | 円 804,000 | 円 804,000 | 円 | 円 804,000 | 1/5 | 円 160,000 | |
| | | | 税抜き価格 | | | | D欄の額を記載 | | | H=F×1/5 ※千円未満切捨 | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | 804,000 | 0 | 804,000 | 804,000 | | 804,000 | | 160,000 | |

- 注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載すること。
- 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不要のときは斜線で抹消すること。
- 3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出に当たり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用すること。
- 4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載すること。
- 5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。
- 7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

様式第3号(第5条、第17条関係)

補助対象経費が100万円以上の場合は、補助額が上限の20万円となるため、E～H欄については、以下の内容で記載。

補助金等交付申請額算出調書

| 区分 | 補助事業等に要する経費 | | | 補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入 | 差引所要額(A-B) | 補助対象経費 | 補助基準により算出した額 | 補助基本額 | 補助率 | 補助金等交付申請額(F×G) | 備考 |
|-----|-------------|----|----------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|----------------|----|
| | 単価 | 数量 | 金額 | | | | | | | | |
| | | | A | B | C | D | E | F | G | H | |
| 工事費 | 円 | | 円 1,050,000 | 円 0 | 円 1,050,000 | 円 1,050,000 | 円 1,000,000 | 円 1,000,000 | 1/5 | 円 200,000 | |
| | | | 税抜き価格 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 1,050,000 | 0 | 1,050,000 | 1,050,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | | 200,000 | |

- 注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載すること。
- 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不要のときは斜線で抹消すること。
- 3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出に当たり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用すること。
- 4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載すること。
- 5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
- 6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。
- 7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。